

古都保存に関する滋賀県の取組み



大津市 満月寺^{うきみ}浮御堂

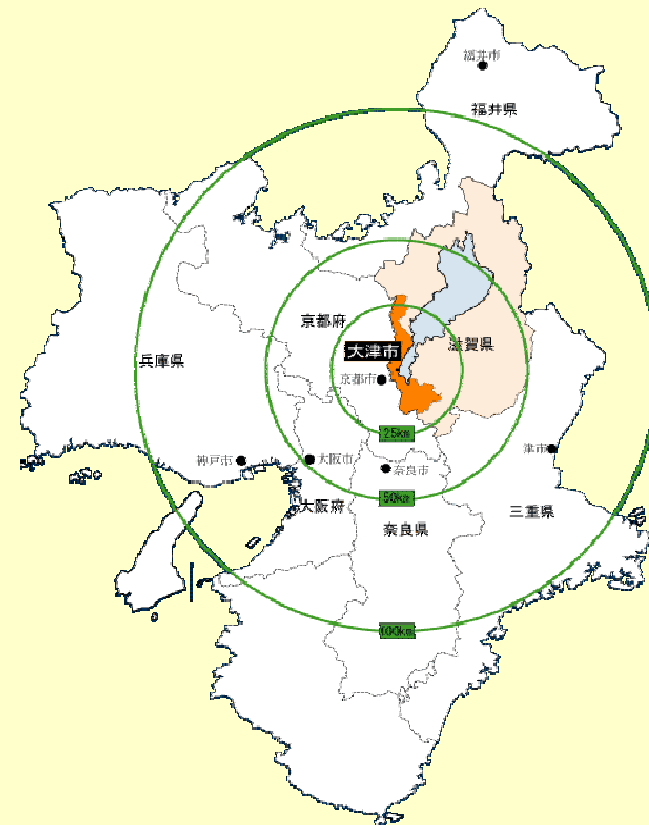
滋賀県・大津市の概況



位置 京阪神都市圏の北東部
県域 約 4,017km²
(琵琶湖の面積 約 670 km²)
人口 約 142 万人



位置 琵琶湖の南西に位置
市域 約 464km²
人口 約 34万人



大津市の主な歴史的資産(史跡等)



皇子山古墳(4世紀)



ひやつけつ
百穴古墳群(6~7世紀)



近江大津宮関連遺跡
(錦織遺跡)(7世紀)



おんじょうじ みいでら
園城寺(三井寺)(7世紀)



比叡山延暦寺(8世紀)



近江国府関連の遺跡
(近江国庁跡)(8世紀)



いしやま であら
石山寺(8世紀)



旧東海道沿道の町家建物

大津市は、近江大津京が開かれてから(667年)、歴史の表舞台に登場し、その後も歴史上の重要な地域として発展し、歴史と文化を積み重ねてきました。随所に各時代の歴史的な資産やまちなみが散りばめられ、琵琶湖と美しい山々と一体となって特徴のある景観を形成しています。

大津市の主な歴史的資産(近江八景)

湖都大津の風景は、背景に比叡山や比良山系の山容を控え、眼前に琵琶湖を望む細長い地理的条件によって特徴づけられます。江戸時代初期には琵琶湖の風光明媚な8つの景観が「近江八景」と称えられました。



近江八景:

- 中国の瀟湘八景に倣い、琵琶湖の8つの景勝地を選んだもの
- 安藤広重の浮世絵で知られる
- 八景中、七景が大津の風景



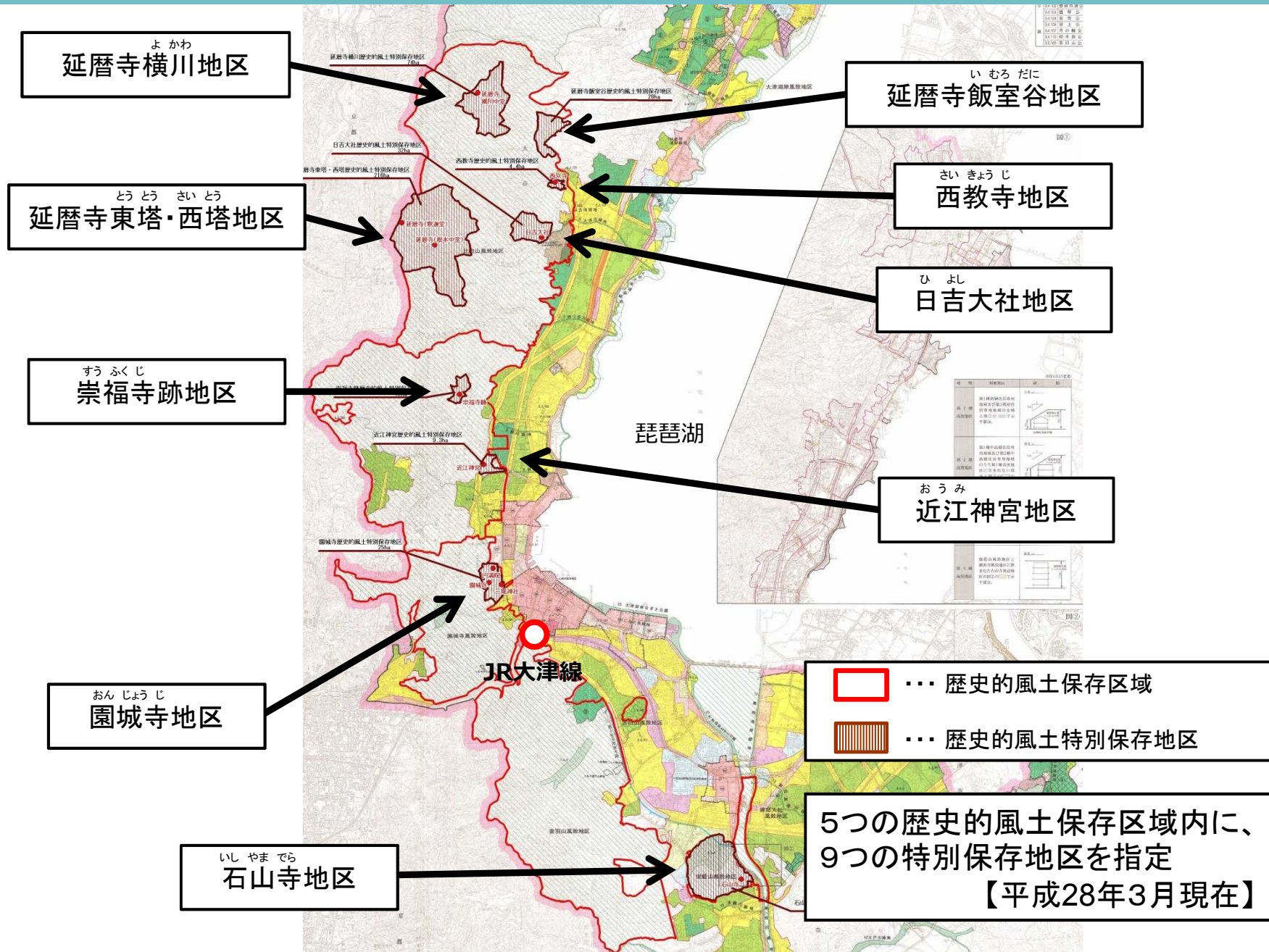
古都指定までの経緯

昭和41年 (1966年)		「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」制定 京都市・奈良市・鎌倉市(法律指定) 天理市・橿原市・桜井市・斑鳩町・明日香村(政令指定) ~ 6市1町1村を指定
昭和44年 ~45年		歴史的風土審議会専門部会にて、大津市他の追加指定について調査検討
昭和54年		近江大津宮 <small>にしこ</small> 錦織遺跡の国指定
平成10年 (1998年)	10月	社会資本整備審議会意見具申「今後の古都における歴史的風土の保存のあり方について」にて、大津市等の古都指定につき引き続き検討する必要性が示される
平成12年		逗子市の古都指定(鎌倉市保存区域の指定拡大) 7市1町1村
平成15年	3月	滋賀県・大津市より国に対し古都指定を要望
	4月	国土交通省より社会資本整備審議会に諮問、歴史的風土部会にて調査審議
	7月	部会報告をふまえ、社会資本整備審議会から国土交通大臣に答申
	10月	全国10番目の古都として政令指定
平成16年	6月	大津市歴史的風土保存区域の指定告示
	11月	大津市歴史的風土保存計画の決定告示

古都保存法に基づく区域・地区の指定状況

歴史的風土保存区域		歴史的風土特別保存地区	
区 域 名	面積 (ha)	地 区 名	面積 (ha)
ひ えい ざん さか もと 比叡山・坂本地区	1, 557	とう とう さい とう 延暦寺東塔・西塔地区	216. 0
		よ かわ 延暦寺横川地区	74. 0
		い むろ だに 延暦寺飯室谷地区	28. 0
		さい きょう じ 西教寺地区	4. 4
		ひ よし 日吉大社地区	32. 0
お う み おお つ きょう あと 近江大津京跡地区	1, 100	すう ふく じ 崇福寺跡地区	12. 0
		お う み 近江神宮地区	9. 3
おん じょう じ 園城寺地区	563	おん じょう じ 園城寺地区	25. 0
おと わ やま 音羽山地区	1, 173	—	—
いし やま であ 石山寺地区	164	いし やま であ 石山寺地区	105. 0
合 計	4, 557	合 計	505. 7

指定区域・地区 位置図



古都保存に係る現状と課題

現状

- 大津市の歴史的風土特別保存地区は、ほぼ全てが寺社の境内地
- 現実的に土地売買が行われることはなく、民間事業者等による土地利用は想定されない。
- 地区内は概ね良好に維持保全されており、表面化している問題はない。

課題

- 特別保存地区と一般の市街化区域が近接している箇所があり、不調和な建物が計画される恐れがある。
- 問題が表面化していない反面、地区内の実態把握が十分でない。



取組み

- (1) 古都保存法による指定区域等以外の区域における景観計画等と連動した規制・誘導方策の検討
- (2) 県民市民への啓発
- (3) 眺望景観、県内の歴史的資源の保全と活用における連携



大津市全域

⇒ 大津市景観計画(H18年策定)

届出制度により大津市全域の景観をゆるやかに誘導し、良好な大津の景観づくりを進める

○特徴的な景観を残す地域(条例に基づく重点地区指定)

⇒ 地域の個性で独自の景観ルールを設定
(景観協定(景観法)、地区計画(都市計画法) など)

重点地区における景観形成実施計画 策定

- ① 坂本地区(H16年度)
- ② 堅田地区(H17年度)

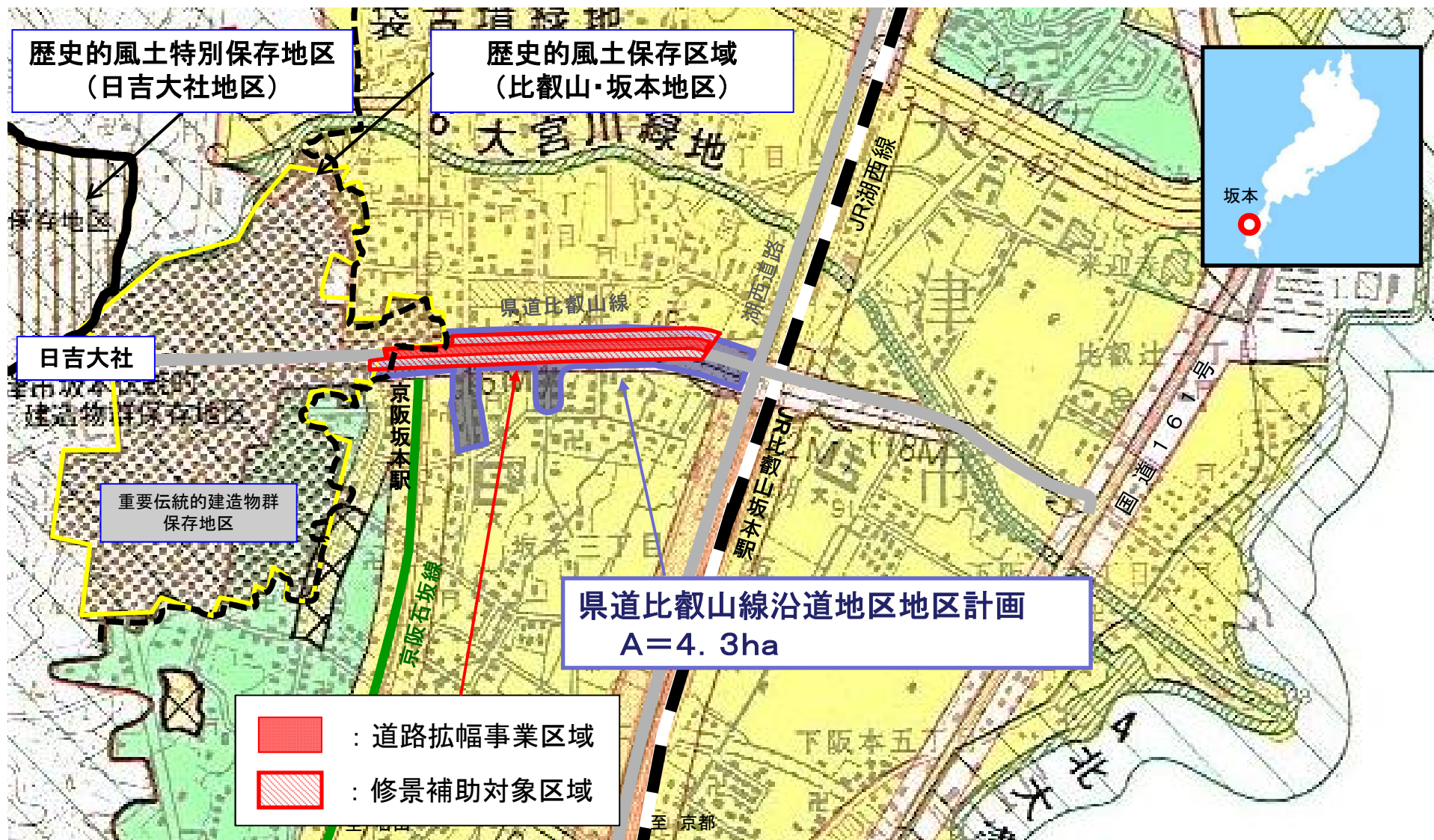


地域住民と連携したまちなみ景観の保全・形成

③ 重点地区以外の取組み

① 坂本重点地区の地区計画によるまちなみ景観保全

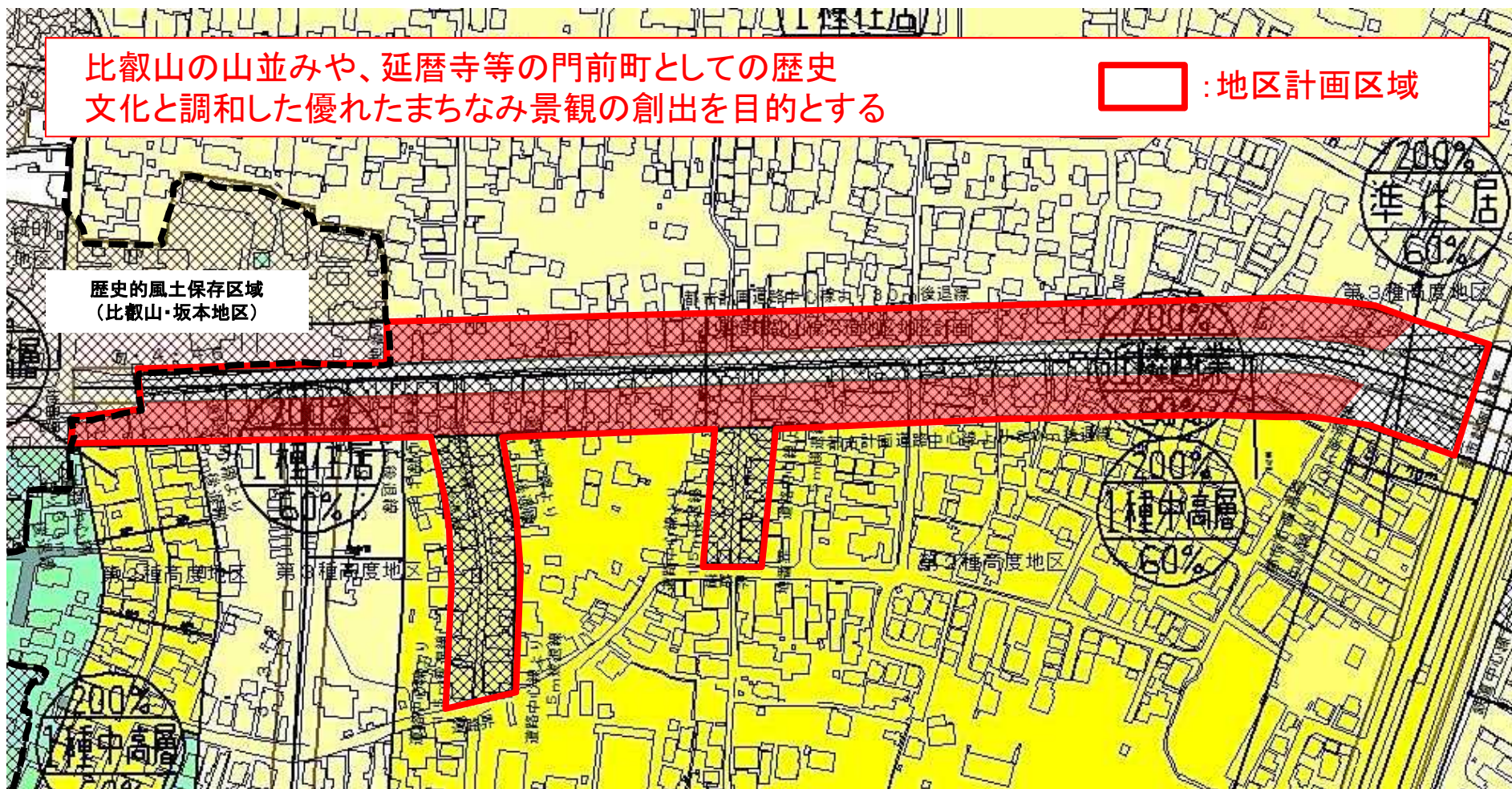
～比叡山延暦寺のふもと～



平成16年に「古都大津の風格ある景観をつくる基本計画」を策定し、基本計画を着実に推進していくため、平成17年に住民と共に「坂本地区景観形成実施計画」を策定

取組み状況(1) ① 坂本重点地区の地区計画区域沿道におけるまちなみ景観形成

～比叡山延暦寺のふもと～



- 県道比叡山線沿道の地区計画に基づいた建造物等の修景事業に係る経費の一部を補助
- 周辺の歴史的・自然的環境に調和した「門前町・坂本」にふさわしいまちなみ景観の形成を促進
- 道路拡幅事業が本格化する平成28年度より運用開始予定

■ : 補助対象区域

① 坂本重点地区の歴史的まちなみ景観

～比叡山延暦寺のふもと～



伝建地区内の伝統的建造物



あの上
穴太積みの石垣のある日吉大社参道



地区内に多く存在する地藏堂



「見越しの緑」の配置による緑豊かなまちなみ景観



坂道に沿って配置された「雁行」した塀

坂本地区は、背後に比叡山、前面に琵琶湖を望むように自然的環境に恵まれた地域です。また延暦寺や日吉大社の門前町として栄え、地区内にはいまだに多くの寺社や伝統的建造物群保存地区にも指定されている里坊地区が存在するなど、豊かな歴史的資産を有しています。

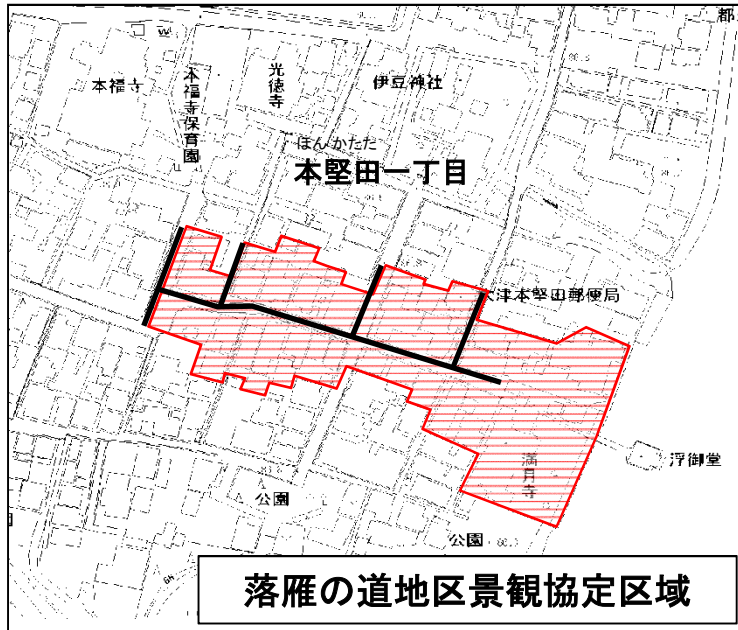
～琵琶湖大橋西詰め～



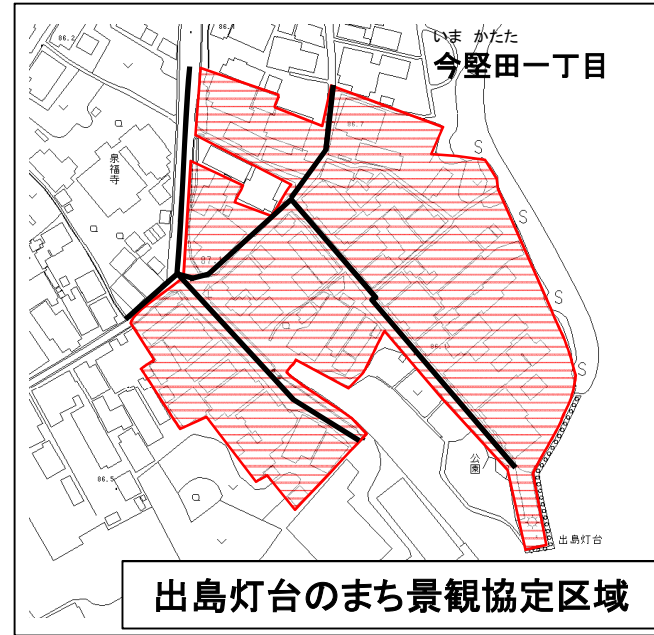
平成16年に「古都大津の風格ある景観をつくる基本計画」を策定し、基本計画を着実に推進していくため、平成18年に住民と共に「堅田地区景観形成実施計画」を策定

取組み状況(1) ② 堅田重点地区の景観協定区域内の修景整備補助事業



～琵琶湖大橋西詰め～



路線・・・近江八景「堅田の落雁」の満月寺(浮御堂)参道
 景観・・・琵琶湖畔の水辺景観
 歴史的な建造物群に配慮した歴史的文化的景観
 まちづくり・・・景観と調和のとれた活気のある商業
 快適な住環境の両立



路線・・・出島灯台(景観重要建造物)に至る路線
 景観・・・琵琶湖畔・入江の水辺景観
 歴史的な建造物群に配慮した歴史的文化的景観
 まちづくり・・・景観と調和のとれた活気ある快適な住環境

 : 補助対象区域
 : 補助対象路線

修景整備事例(協定により窓や空調室外機に格子を設置)

取組み内容:

- ◇ 景観協定区域内における建造物の修景事業に係る経費の一部を補助
- ◇ 周辺の歴史的環境に調和した良好なまちなみ景観の形成を促進



～琵琶湖大橋西詰め～



うきみ
満月寺の浮御堂



しょうずいじ
一休禅師ゆかりの祥瑞寺



琵琶湖岸唯一の「出島の灯台」



地区内の伝統的様式の建築物



いそめ
かつての堅田の有力者邸宅「居初邸」

浮御堂で有名な満月寺、一休禅師が修業した祥瑞寺、蓮如上人や芭蕉所縁の本福寺、堅田の総鎮守に位置づけられる伊豆神社など、町には多くの神社・仏閣が見られます。また、堅田は漁業や水運を中心に発展し、かつては船大工のまちとしても栄え、地区内には今なお当時の面影を色濃く残す伝統的な様式の建造物が多く存在しています。

③ 重点地区以外の地区の取り組み

～大津駅周辺 京町地区～

- ◇ かつて「**大津百町**」^{おおつ ひやくちよう}と呼ばれた中心市街地の旧東海道沿道地区におけるまちなみ景観保全
- ◇ 地域住民により独自の「まちなみ協定」を締結、また地区計画の決定による規制誘導を実施



地区の伝統的行事 **大津祭**



大津祭の宵宮風景

協定に基づく補助金交付事業を活用した修景整備
大津百町の祭ちようちんが似合うまちなみ形成補助金



修景前



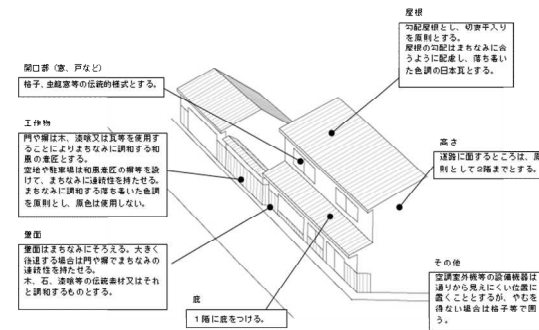
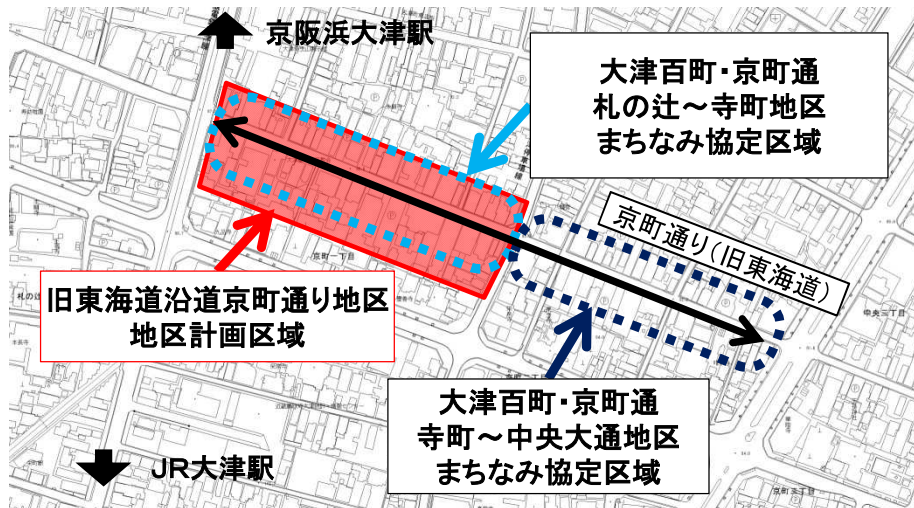
修景前



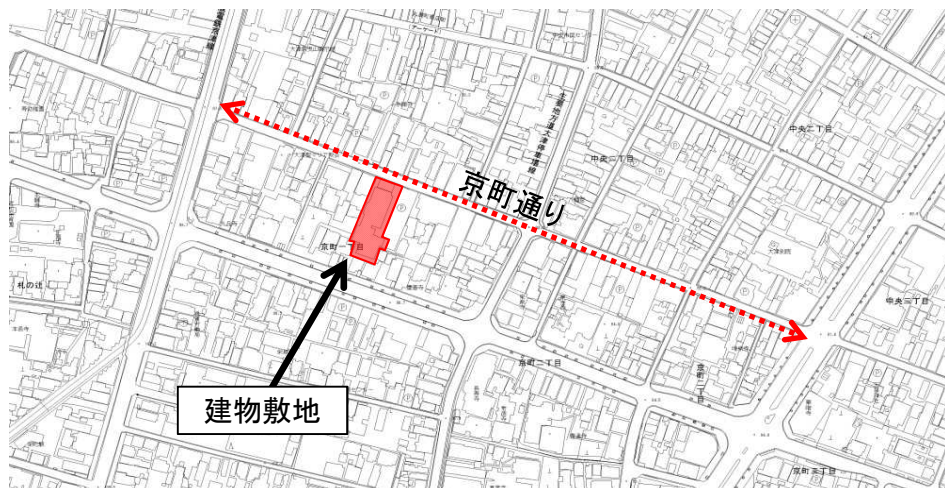
修景後



修景後



～大津駅周辺 京町地区～



マンション全景



町家風の外観
とした低層部分



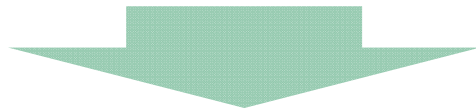
分譲マンションの建設計画にあたり、地区計
画に基づき指導を行い、通りに面した
低層部分の外観を町家風の意匠とした。

【建物概要】

- ・ 鉄筋コンクリート造 地上12階建て
- ・ 延べ面積 6,903.26㎡
- ・ 最高高さ 36.96m

※ 計画敷地の用途地域は**商業地域**

- 古都指定から10年以上が経過し、指定当時ほどの市民意識等の高まりが感じられなくなっている。
- 古都保存活動をまちづくり全体につなげられるような、新たな取り組みが必要



- ◆ 官民協働による更なる普及・啓発活動の推進
- ◆ 歴史まちづくり法を活用したまちづくりの検討

⇒ 「歴史的風致維持向上計画」の策定検討



● 古都大津と琵琶湖の眺望景観



三井寺観音堂からの眺望景観



ひろがりの景観
(見る - 見られる関係)



対岸(草津市)から古都大津を望む

◆ ひろがりの景観 (見る - 見られる関係)

古都大津のおよび琵琶湖対岸の市における眺望景観の保全活用のため、行政界をまたぐ広域調整を実施

● 古都大津と街道でつながる歴史的風致



大津祭



歴史街道が縦横に走る
滋賀県



草津宿場まつり

◆ つながりの景観 (街道の連続性)

古都大津と東海道等の歴史街道でつながる市における歴史的風致の連続性を保全活用する方策を検討

法や条例に基づく協議会設置による県市間の広域連携の推進